

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	湯梨浜町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.yurihama.jp/page.cgi?p=22

執行機関名 湯梨浜町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	湯梨浜町特別医療費助成条例(平成16年湯梨浜町条例第112条)に基づく医療費の助成に関する事務(ひとり親家庭)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第5の項 湯梨浜町特別医療費助成条例(平成16年湯梨浜町条例第112条)に基づく医療費の助成に関する事務(ひとり親家庭)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1条	湯梨浜町特別医療費助成条例(平成16年湯梨浜町条例第112条)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、身体障がい者その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もつてその福祉を増進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		湯梨浜町特別医療費助成条例(平成16年湯梨浜町条例第112条) 湯梨浜町特別医療費助成条例施行規則(平成16年湯梨浜町規則第70号)